

西いぶり定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 西いぶり定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、西いぶり定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定または変更に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、おおむね25名程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、室蘭市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 西いぶり定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、公募委員及び室蘭市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了となったときに、委員、室蘭市長双方から特段の申し出がない場合、その任期は自動的に更新されるものとする。

(座長および副座長)

第5条 懇談会に座長および副座長をそれぞれ1名置く。

2 座長は第3条第2項第1号に定める委員をもって充てることとし、副座長は座長が委員から指名する。

3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、室蘭市長が招集し、座長はその議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 委員は、委員本人の出席が困難な場合、事前に届け出を行ったうえで、協議事項につ

いて十分な見識を有するものに代理出席させることができる。ただし、第3条第2項第3号に定める委員を除く。

(費用弁償)

第7条 会議へ出席する委員（前条第4項に規定する代理出席する者を含む。）に対し、交通費相当額を費用弁償する。

2 前項の費用弁償は、委員の居住地により次の各号に定める区分の金額とする。

(1) 室蘭市・登別市（登別市登別温泉町及びカルルス町を除く）・伊達市（伊達市大滝区を除く） : 1,000円

(2) 登別市登別温泉町、カルルス町及び伊達市大滝区 : 2,000円

(3) 豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町 : 2,000円

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、室蘭市企画課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。